# 令和元年度からの変更点について

# 1.測定回数等の変更

各管理主体が、「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく 常時監視等の処理基準」(平成 13 年 5 月 31 日付環水企第 92 号)の通知(以下、処理基準とす る)等に基づいて変更している。

以下に、各測定主体別の変更箇所について記述する。

### 〇公共用水域

## ■奈良県

奈良県実施分は、要監視項目の農薬・有機化合物がローリング調査のため、調査地点の変更 を実施。

### <要監視項目>

・ローリング調査

要監視項目の農薬・有機化合物(18項目)について、過去10年間全ての項目で不検出の地点において3年ごとの調査としている。

令和元年度までの該当地点は11地点であったが、新たに秋篠川流末が該当したため、合計12地点をローリング調査対象地点とする。

調査年度別の測定回数を勘案し、秋篠川流末は令和4年度を調査開始年度とする。

令和2年度は、下表により、立石橋、宇賀志川流末、岩脇橋、和田井堰の4地点を調査対 象地点とする。

ローリング調査対象地点(12地点)	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
曾我川橋(大和川水系)、芝(大和川水系)、 母里川流末(淀川水系)、枯木橋(大和川水系)	0			0	
みどり橋(大和川水系) 、神道橋(大和川水系) 、 岩崎橋(淀川水系)		0			0
立石橋(大和川水系) 、宇賀志川流末(淀川水系)、 岩脇橋(淀川水系) 、和田井堰(淀川水系)			0		
秋篠川流末(大和川水系)	0	0			0

(平成27年度からローリング調査を実施)

#### ■国土交通省

国土交通省実施分は、過去の測定結果より、数値が安定している、又は、検出状況等の状況 を踏まえ、測定項目及び回数の変更を実施。

### <健康項目>

・ローリング調査

新宮川水系の測定において、令和2年度は、川原樋取水口で実施し、猿谷ダム湖では実施しない。 (従来からローリング調査を実施)

	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度	H 3 0年度	R 1 年度	R 2 年度
猿谷ダム湖	0		0		0	
川原樋取水口		0		0		0

測定地点	項目	測定回数	変更理由
上吐田	セレン	年2回	過去10年間不検出のため、年1回に変更
(補助地点、大和川水系)		→1回	
太子橋	セレン	年2回	過去10年間不検出のため、年1回に変更
(補助地点、大和川水系)		→1回	
井筒橋	セレン	年2回	過去10年間不検出のため、年1回に変更
(補助地点、大和川水系)		→1回	
額田部高橋	トリクロロエチレン	年4回	過去10年間不検出のため、年2回に変更
(環境基準点、大和川水系)		→2回	

# <要監視項目>

測定地点	項目	測定回数	変更理由		
大川橋	ニッケル	年2回	過去10年間不検出のため、3年ローリングに変		
(環境基準点、紀の川水系)		→0回	更		
高倉橋	全マンガン	年2回	指針値の1/2以上が検出されたため、年4回に		
(環境基準点、淀川水系)		→4回	変更		
辻堂橋	ニッケル	年4回	過去10年間不検出のため、3年ローリングに変		
(環境基準点、淀川水系)		→0回	更		

# ■(独)水資源機構

令和元年度測定計画から変更なし。

# ■奈良市

奈良市実施分は、過去の測定結果より、検出状況等の状況を踏まえ、測定回数の変更を実施。

# <健康項目>

測定地点	項目	測定回数	変更理由
三条高橋	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、	年2回	過去10年間不検出のため、
(環境基準点、大和川水系)	ひ素、総水銀、有機塩素化合物、1, 3-	<b>→1</b> □	年1回に変更
鷺千代橋	ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、	年2回	過去10年間不検出のため、
(環境基準点、淀川水系)	チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,	→ 1 回	年1回に変更
白砂川流末	4-ジオキサン	年2回	過去10年間不検出のため、
(環境基準点、淀川水系)		→ 1 回	年1回に変更
菩提川流末	全シアン、六価クロム、総水銀、有機塩	年2回	過去10年間不検出のため、
(環境基準点、大和川水系)	素化合物、1,3-ジクロロプロペン、チ	→ 1 回	年1回に変更
	ウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベ		
	ンゼン、セレン、1,4-ジオキサン		

# 用語解説

1. 測定計画策定全般に関連する用語

#### (1)環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に水質等をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。

#### (2)類型

生活環境に係る水質環境基準について、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて、水域ごとに当てはめられる区分。(AA、A、B、C類型など6段階)

#### 2. 測定地点の区分に関する用語

#### (1)環境基準点

生活環境項目に係る環境基準の類型あてはめがされた水域において、当該水域の水質を代表する地点。原則 1 水域あたり 1 地点選定。

### (2)補助地点

生活環境項目に係る環境基準の類型あてはめがなされた水域において、支川の合流点前などで汚濁状況を把握し、環境基準点を補完する地点として、水域の大きさ、支川合流等を考慮して選定。

#### (3) その他の地点

環境基準の類型あてはめがなされていない水域で、汚濁の進んだ都市内河川、今後水質の変化があると予想される地点、ダム湖等を水域の大きさ、支川合流等を考慮して選定。

### 3. 公共用水域及び地下水調査項目に関する用語

### (1)公共用水域調査項目

①生活環境項目

生活環境の保全に関する環境基準でBOD等11項目。

水域の類型毎に環境基準値が定められている。(AA、A、B、C類型など6段階)

②健康項目

人の健康の保護に関する環境基準項目で鉛、ひ素等27項目。

全ての公共用水域に対し、基準値が適用される。

③特殊項目

事業所の排水規制項目。銅、クロム等6項目。

④その他の項目

生活排水等の影響等を把握するための項目。陰イオン界面活性剤等8項目。

⑤ダム湖調査項目

ダム湖の富栄養化等の状況を把握するための項目。

オルト燐酸態リン、クロロフィルa

⑥要監視項目

人の健康の保護または水生生物の保全に関連する物質で、引き続き知見の集積に努めるべき項目。(31項目)

### (2) 地下水調査項目

①健康項目

人の健康の保護に関する環境基準が設定されている項目。鉛、ひ素等(28項目)

#### ②要監視項目

人の健康の保護に関連する物質で、引き続き知見の集積に努めるべき項目。(23項目)